

# 厚生福祉常任委員会報告

平成20年3月7日

## ●議案第11号

湯沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

### ■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成20年4月1日施行分について、湯沢町国民健康保険でも条例の一部の改正を行なうもの。その内容は、①乳幼児の医療費自己負担割合を2割負担に軽減する対象年齢を「3歳未満」から「義務教育就学前」までに拡大する、②現役並み所得者以外の70歳以上75歳未満の人の自己負担割合を2割とする、③被保険者の健康の保持増進のため、保健事業では保険者に特定健康診査が義務づけられたこと、以上の3点である。

なお、①の拡大によって50名程度の増になる見込み、②の自己負担割合の2割へ

の増は1年間の凍結が決まっている、とのことである。

## ●議案第12号

湯沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

### ■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

平成16、17年度の税制改正により、公的年金等控除の最低補償額の引き上げや高齢者の非課税限度額が廃止されたことにより、収入が変わらないのに所得が増え、その結果介護保険料が急増した人への激変緩和措置は、平成18年、19年と実施してきたところである。この度厚生労働省が、平成20年も実施するかどうかについては保険者の判断に委ねると通知してきたことから、湯沢町では平成20年も実施することとしたもの。ちなみに、住民税と国保税の激変緩和措置は平成19年度で廃止されている。

## ●議案第14号

湯沢町後期高齢者医療に関する条例の制定について

### ■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

湯沢町が行う後期高齢者医療の事務について、「高齢者の医療の確保に関する法律」などの関係法令や、「新潟県後期高齢者医療広域連合の行う医療事務に関する条例」に定められているものをこの条例で定めるもの。内容は、第1章・町が行う事務、第2章・保険料、第3章・雑則、第4章・罰則の計10条からなっている。さらに付則では、平成20年度の保険料の納期の特例、延滞金の割合の特例を定めている。

### ◎主な質疑

**Q**：老人保険がなくなり後期高齢者医療という新しい事務が入ったわけだが、事務量は増えるのか減るのか。

**A**：従前よりも増えるものと思われる。

## ●議案第16号

平成19年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

### ■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ348万4千円を追加し、総額を11億32万8千円とするもの。国庫補助金交付金等の交付決定に伴う予算の過不足の補正である。

### ◎主な質疑

**Q**：出産一時金については、12月補正では減らしておきながら、今回また増やすのはなぜか。

**A**：見通しを誤って、12月補正では減らし過ぎたためである。

## ●議案第19号

平成19年度介護保険特別会計補正予算(第4号)について

### ■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

既定の歳入歳出予算からそれぞれ117万6千円を減額し、総額をそれぞれ7億421

万2千円とするもの。歳入は、配食サービス利用料86万4千円と一般会計繰入金43万3千円の減額、激変緩和措置継続のためのシステム改修国庫補助12万1千円の増額で、差引117万6千円の減額補正。歳出は、システム改修費157万5千円の増額、介護認定審査会負担金73万7千円の減額、配食サービス給付費216万円の減額などである。

### ◎主な質疑

**Q**：システム改修に12万円の補助しかないのに、実際は157万円かかっているのはなぜか。

**A**：国からは12万円のあてがいぶちの補助しかない。それを上まわった分は町負担が当然ということになっている。

**Q**：システム改修は日本電子計算に頼んでいるが、妥当なのか。

**A**：システムを組んだのがその会社なので、改修もその会社しかやれない。これでも減額の折衝をやった上での価格である。

**Q**：配食サービス事業費が